

Title	羅馬に於ける社会闘争と社会思想 (一)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.9 (1923. 11) ,p.1500(26)- 1537(63)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19231113-0026

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

を以て主たる任務とする部族議會 (comitia curiata) より成る。而して政權は貴族 (patricii) と稱せられたる其の人民の一部に屬してゐた。吾人は極めて古くよりして此くの如き貴族と自餘の平民 (plebs) とが互に鬭争しつゝありし事實を看出す。羅馬史の太初に遡ることを得可き支配階級及び從屬階級の存在は明かに其の土地の侵略と先住民の服従とを物語るものであると看做されて來た。(Wilhelm Ihne, Römische Geschichte, I, 1868, xiii.) patricii は其の語源に於ては同一の祖先より男系を通じて傳はり同一氏名を有する氏族の首長即ち patres の血縁を表示するものであつて、羅馬の最古代に於ては populus Romanus を構成する實際の市民を意味する。彼れ等は Ramnes, Tities 及び Luceres の三種族に分たれ、各種族は更らに十部族に分たれる。三種族は其れ其れ傳説に従つて、ラテン人、サビン人及びエトルリア人の別個の植民地を表示するものである。三十部族の貴族は部族議會を形成する。平民は主として第三王タラス・ホスタイリウス (Tullus Hostilius) 及び第四王アングカス・マールシアス (Ancus Marcius) によつて羅馬の地に居住せしめられたるラテンの被征服民より出づるものである。彼れ等は後に一言す可き被護民 (clientes) の如く貴族

羅馬に於ける社會鬭争と社會思想 (一)

高橋誠一郎

一

羅馬は先づ王政的市邦として歴史上に現れる。王政時代は有史以前より紀元前五百〇九年タルクツイニアス・スウペルバス (Tarquinus Superbus) が放逐せられて、共和政時代の開始を見るに至るまで持續する。羅馬人の傳説と制度とは彼れ等が固と氏族 (gens) 及び種族 (tribus) に分たれ、未だ個人所有權の觀念を有するとなかりし事實を示してゐる。其の統治機關は(一)軍事、宗教及び司法上の究極權威たる被選君主 (rex) (二)元老院 (senatus) と呼ばれたる參議院(原則として王及び部族 (gens) が元老院議員の選任 (lectio senatus) を行ふ(三)攝政 (interrex) によつて提議せられたる國王を選任し (lex regia) 若しくは lex curiata de imperio に由つて彼れに終生、宣戰媾和の最高權 (imperium) と國家の名に於て國神と交通するの權 (auspicia) を正式に賦與する

つた。(M. Beer, Social Struggles in Antiquity, Eng. trans., 1922, P. 131)。

平民の外に被護民なるものが存在して居つた。被護民とは自己の都市の市民権を失へるか、若しくは抛棄して羅馬の領域に移住せる羅馬の住民である。彼れ等は此の地に於て毫も法律上の権利を有せざりしが故に、其の一身の自由を確保するが爲めには一定の羅馬市民、即ち貴族の保護を求めなければならなかつた。斯くの如くして開始せられたる關係は *orientata* と稱せられ、兩當時者の子孫によつて繼承せられた。従つて被護民は其の保護者 (*patronus*) の家族中に入り、其の氏名を受け、其の家族的犠牲に参加することを許される。保護者は生存の資料として彼れに一幅の土地を交付し、暴行より彼れを保護し、法律上彼れを代表し、而して其の遺骸を葬る。之れに對して被護民は其の保護者の外遊及び軍務に従ひ、法律上及び家事上の事項に關して忠告を與へ、而して其の保護者にして、公衙の費用を支出し、其の女に持産を與へ、捕虜の境涯より解放せらるゝを要し、訴訟費若しくは罰金を支拂はざるを得ざる場合には自己の財産より之れを補ふのである。兩當事者の一方は孰れも他に對して法廷に訴訟を提起し、他に不利なる證據を提供し、之

に對して何等特殊の關係を有することなく、單に總體として貴族、即ち國家に從屬する政權なき獨立自由民である。彼れ等は法律に服從するの義務を有して居たが、而も固ど其の保護より期待す可き何物をも有することがなかつた。彼れ等は初期王政時代に在つては單に羅馬法に從つて財産を取得し、保持し、且つ讓渡するの權利 (*Jus commercii*) を享有せる限りに於てのみ市民と稱せられ得るものであつた。

王は單一至高の長官であるが、而も彼れは恐らく元老院によつて選拔せられ、部族議會に集合せる彼れと同一市民の選任によつて終身其の地位を維持する一個の自由市民たるに過ぎなかつた。貴族平民間の對抗は一個の階級鬭争を以て目す可きものではない。兩者は門閥、地位及び政權の有無に於てこそ相違があつたが、等しく農民たるに於て相異する所がなかつた。平民と雖も決して貴族の仰望する所と別種の經濟制度を仰望し、其の表明する所よりも更らに理想的なる哲學を表明するものではなかつた。兩階級は常に他の種族を奴使し、搾取せんとして居つた。平民は單に經濟的及び政治的搾取の平等の機會を要求したに過ぎなかつた。

中には夫及び父としての主權と奴隸所有者としての主權の二概念が混合して居つた。家族の一員は自己の爲めに勞働するに非ずして、總べての者に對して同様なる生殺與奪の權を有する家長の爲めに之れを行ふものである。父權を基礎とせる羅馬時代の自足的家内經濟は母系氏族若しくは前代の父權氏族に比するも尙ほ遙かに緊密なる結合と遙かに大なる生産力とを有するものであつた。別個の實在としての個人は全然消滅して、國家と法律とは唯だ家族共同團體のみを認めた。其處には農民、手工と云ふが如き別個の生産階級の存在なく、貧富大小の土地領有者が存するのみであつた。

二

羅馬の第六王サーヴィウス・タリウス (Servius Tullius) の改革に據つて血統を基礎とせる政權は年齢及び經歷に對して一定の顧慮を施して、財産を基礎とするに至つた。王政時代を通じて平民も被護民も貴族と雜婚するの權 (jus conubii) を有することがなかつた。(Conubium) は紀元前四百四十五年 Lex Canuleia によつて平民に賦與せられた。十二銅標に於ける雜婚の禁止は明かに新たなる法令に非ずして、

れに不利なる投票を行ひ、若しくは彼れに不利なる辯護士として現るゝ事を得ない。即ち保護者と被護者の利害は同一なるものと想定せられた。而も被護民は法律上全然保護者の權内に存して、唯だ其の忿怒と專横とが諸神の責罰を恐るゝの念によつて抑制せられ、自己の利益と慣習と輿論とによつて拘束せられたに過ぎなかつた。王政時代の羅馬に於ては何等の權利をも有することなくして單に動物若しくは財産の一部と看做されたる奴隸は恐らく少數に過ぎなかつたであらう。被護民なる准奴隸は其の一種の代用物であつた。未だ平民の發生を見ざる際に於ては被護民は殆んど唯一の從屬民であつた。

家族團體(*familia*)は羅馬に於ける社會組織の基礎であつた。そは家長(*pater familias*)、其の妻(*mater familias*)、其の男子及び未婚の女子(*filii familias* 及び *filiae familias*)、其の男子の妻、男子及び未婚の女子並びに奴隸から成る。家長のみ惟り法律上の權利を有する。彼れの家屋は其の城廓であり、彼れは其の家族内に於ては專制君主である。彼れは其の家族の全員に對して司法權を行使し、又た其の家族の高僧であつた。家長は家産の全收入が其の手中に流れ込む奴隸所有者である。父權(*patria potestas*)

各百人組は其の徵募せられたる種族の名によつて呼ばれる。三十人を以て一 *urma* を構成し、十人を以て一 *decuria* を構成し、*decurio* によつて指揮せられる。三 *decuriones* 中の最初のものが全 *turma* 及び三副官 (*optiones*) を指揮する。而して全兵團は *tribunus* によつて指揮せられる。騎士團は既に六個の「百人組」に増加したのであるが、今やサーヴィアスの憲法によつて十八に増加せしめられ、平民より成る十二の新百人組が形成せられたる時、騎士隊は最早從來の如く貴族的性質を有せざるに至つた。之れに次ぐものは各個成員の不動産の價值に従つて等級を立てられる五「階級」の歩兵であつて、其れ其れ自己の費用を以て其の階級に相當せる武裝を行ふ。是れ等のもものは百七十の百人組に分たれ、各階級は四十六歳より六十歳に至る年長者及び十七歳より四十六歳に至る年少者より成る同數の百人組を有する。前者は市府を防禦し、後者は戰地に出で、戰ふ。各階級に於ける百人組の數は不動なりしが如くであるが、百人組中の人數は著しく變化せざるを得なかつた。百人組の數は騎士及び第一階級が過半数若しくは約過半数を占めざるを得ざるやうに排列せられた。四十六歳より六十歳に至る人々は十七歳より四十

羅馬其の者と共に古き制度の記録に過ぎない。斯くて貴族と被護民及び貴族と平民との間に生れたる子女は平民階級を膨脹せしめなければ止まなかつた。平民は又た羅馬市の膨脹に由つて漸次其の數を増し、而して羅馬國が征服によつて擴張せらるゝ毎に著しく補給せられなければならなかつた。加之ならず、解放せられたる奴隸も亦た幾分之れを増加す可きものであつた。斯くて貴族が全體に比して極めて少數と爲るに至れることは殆んど疑ひなき事實である。是に於て乎、彼れ等は彼れ等が獨占し來りたる政權に對して平民の侵入を許すの犠牲を忍ぶも尙ほ軍務の負擔を平民と分つことを欲するに至つた。

恐らく羅馬民の原始的組織が軍事的なりしが如く、サーヴィアスの憲法も亦た根本に於ては軍事的であつた。今や貴族と等しく平民をも抱擁するに至れる全市民は軍事上の目的の爲めに不動産の一般調査(census)に基いて級別せられる。最高の階級たるものは十八百人組(centuria)の騎士(equites)である。

に於ては彼れ等は *celeres* と稱せられ、其の數は前記の三種族より等分に出せられたる三百人より成るものと認められてゐる。一百人を以て「百人組」を形成し、

軍事上の百人組……………一九三

其の査定一、〇〇〇アスに達せざる者より一個の百

人組を形成し、普通軍務より之れを免除す……………一

百人組の總數

一九四

デイオニシアスはリヴィアスの掲げたるアクセンシを除きて百九十三の百人組を擧ぐ。彼れはフアブリを第二階級と共に、又た喇叭手等(僅かに二百人組)を第四階級と共に置き、而して彼れはリヴィアスが格外に置ける百人組より一個の第六階級を構成する。是れ等最後に掲げたる市民は「賤民」(何等の資産をも有することなく、單に子女 *proles* の親として國家に貢献する者、後に至つて一千五百アス以下に査定せられたる資産を所有する者と看做さる)及び *capite censi* (何等の資産なく、單に市民としての其の頭(*caput*)數によつてのみ民勢調査に際し市民の表中に類別せらるゝ者)と稱せられる。初め *proletarii* と *capite censi* とは同一の市民に對して與へられる別名に外ならなかつたのであるが、後、彼れ等の内、富の程度大なる者は戰役に徴せられて、*proletarii* と呼ばれ、而して全然何等の資

六歳に至る人々に比しに必然少數であつたに拘らず、之れに對して平等の勢力を有するものであつた。斯くて富裕者と年長者とは明かに有利なる地位に立つた。尙ほ大工、鍛工等 (fabri) の百人組 (centuria fabrum)、喇叭手等 (tubicines等) 及び賤民 (Proletarii) の百人組が合せて六(若しくは五存在してゐる。百人組の總數は九十四(若しくは百九十三)である。(Titus Livius, I, 43; Dionysius, Archaeologia, vi, 16; vii, 59.)

階	被課税土地財産の査定	百人組	防 備 攻 撃 具
騎 士	無	貴族に屬するもの(即ち舊)六+平民に屬するもの(新)三二六	
第一階級	120,000アス、(即ち銅貨一ポンドは一羅馬刻度の重量を有す) 及び其の以上	年長者四十年少者四〇〇〇〇	完全なる武裝、盾、入脚楯、胸甲、腰當、總べて青銅
フアブリ	無	年長者二十年少者二〇〇〇〇	フアブリは武具を帶びず
第二階級	75,000乃至100,000アス	年長者二十年少者二〇〇〇〇	輕き長楯圓の楯
第三階級	50,000乃至75,000アス	年長者二十年少者二〇〇〇〇	輕き長楯圓の楯、輕き長楯圓の楯
第四階級	25,000乃至50,000アス	年長者二十年少者二〇〇〇〇	無
第五階級	12,000(テイオニシアス) 又は日くニ五〇〇(ヌア)	年長者五十年少者二五〇〇〇	無

他 投石器及び石、其

士の十八「百人組」及び第一階級の八十「百人組」並びに職人の二「百人組」が一致する時は、九十三に對する一百の多數と爲る可きが故に、其の議案は決定せられる。然らざる時には一方が少くとも九十七「百人組」の投票を確保する迄、投票は行はれ、過半数が此の議會に提出せられたる議案に賛成の投票を行ふと共に投票は止む。従つて下層の諸階級は上層の諸階級が一致を見ざる稀有の場合に於てのみ投票するものである。此の議會が即ち *Comitia Centuriata* である。百人組議會の創設者は從來前述せる部族議會によつて行使せられたる一定の政權を之れに移讓したのである。之れを召集するの權利は原と王に屬して居つた。百人組議會は元來軍事議會なりしが故に古代に於ては市民は武装して之れに出席した。

平民を地方的種族(都市を四種族、地方を十六を越ゆることなかる可き不確定數の種族)に分割せるものもサーガイア・スタリアスであると傳へられてゐる。共和政時代に至つて其の數は三十五に増加した。是れ等の種族は初め純然たる地方的種族の問題のみを討議し決定した。彼れ等の集會は王政時代に在つては諸種族の正規的集會の形式を取ることがなかつた。這般の分割は實際上の便宜を企

産を有せざる者が *capite censi* と稱せらるゝに至つた。 *Accensi* は重甲裝兵の隊伍の缺隙を満すが爲めに最低の階級より徴せられ、何等の武裝をも施さずして、單に平服 (*velati* 若しくは *Accensi velati*) のまゝにて軍隊に従ふものである。(以上は主として W. A. Hunter, *A Systematic and Historical Exposition of Roman Law in the Order of a Code*, Eng. tras. by J. Ashton Cross, 2nd. ed., 1885, p. 9. に據り、他書を参照して補足せるものである)。

斯くの如くして構成せられたる陸軍 (*exercitus*) は終に國民議會として行動するに至つた。投票は百人組によつて行はれた。即ち各百人組は各々一票を投ずるものであつた。此の投票は前以て百人組の内部に於て行はるゝ投票最初は公然行はれたのであるが、後には投票石を用ひた)によつて決せられる。古代の戰爭に於て直先きに合戦を開始するの習であつた騎士は先づ元老院議員と共に投票を開始するが故に、其の十八「百人組」は *Prærogative* と稱せられる。彼れ等の投票の結果は即時に發表せられ、而して之れに次いで投票を行ふものに對して豫示と爲るを以て通例決定的のものであつた。諸階級は順次之れに次いで投票を行ふ。騎

は次第に隷屬の境涯に陥り、漸次貴族の債務者と爲つた。債權法は苛酷であり、利子は高歩であつた。平民は政權、殊に國有地の配分を要求した。國有地は本來共同財産の遺物たりしものであるが、後に至つては公有地と變じたる被征服領土から成立した。第六世紀の初めに於て古來の同族的状態は著しく分裂を來し、貴族は「王」を廢止して貴族の共和國を創設し、彼れ等の中に在つて最も卓越せるものは猶ほ王の手中に残存せる總べての權力を自己に僭取したと稱せられてゐる。而も此の革命の原因及び經過に就いては吾人は何等信賴す可き記述を有して居ない。恐らく共和政が直ちに完全なる發達を來したるに非ずして、寧ろ渾沌不定なる專制政治の一定の時期を通じて確定せる形態に移れるものであらう。而も其の直接の結果として權力が専ら貴族の手中に宿るに至れることは明白である。平民は國家の官職に擧げられ、若しくは其の榮典に浴するの資格を全然有するところがなかつた。彼れ等は法律の保護を受くることなく、又た其の知識をすら與へらるゝことがなかつた。彼れ等は正當に貴族と結婚することが出來なかつた。彼れ等は又た事實上百人組の集會に於て何等の勢力をも有することがなかつた。

圖したものであつて、一區が中央供獻場の周圍に集れる舊時の宗教的配置に代るに至つた。(Hunter, op. cit., p. 10.)

氏族的原則の上に組織せられたる部族議會は依然として其の存在を保つて居つたが、其の權限は宗教上確認せられたる一定の儀式を避くること能はざる事項を除いては百人組議會に移つて行つた。百人組議會は家族若しくは氏族の集合に非ずして、貴族と平民とが財産の査定によつて決定せられたる階級中に等しく配列せられたる軍務に服す可き土地所有者の議會である。然しながら其の權能は久しく二個の點に於て正式に制限せられて居つた。第一に常道としては如何なる法案と雖も元老院の許可なくして之れに提出せらる可きものではなかつた。第二に其の通過せる如何なる法案と雖も族長(部族議會若しくは寧ろ元老院)によつて許可せらるゝまでは法律と爲ることがなかつた。貴族專制の世は猶ほ長く持續す可きであつた。

三

貴族は其の政權に援護せられて國有地 (*ager publicus*) の大部分を收用した。平民

に至り、普通の犯罪は通常の委員によつて取扱はれた。而して共和政時代の後期に至り、殊に政治的と看做されたる多數の犯罪を裁判するが爲めに特殊の常置委員 (*questiones perpetuae*) が組成せられて後は、百人組議會の司法的集會は概して稀有と爲つた。Ihne は言ふ「長官及び元老院によつて行はれたる貴族政治の實力は何等獨立の法律的基礎を有するに非ずして、常に人民の意思に依頼して居つた」と。百人組議會は洵に全人民を抱擁するものであつた。而も斯くの如く一見政治的平等の觀あるにも拘らず、實權は貴族に存して居つた。爾後一世紀半の間に百人組議會に附議せられたる法案は貴族若しくは元老院の是認を受くることなくして法律と爲ることを得なかつた。

王の權力は幾分の變化を以て年々選舉せらるゝ二人の聯立執政官に歸した。

(執政官は紀元前四百四十九年に至るまでは *consules* と稱せられずして、*praetores* と呼ばれてゐた)。其の選舉は百人組議會によつて行はれたのであるが、單に貴族のみが之れに對して被選資格を有して居つた。紀元前三百六十六年に至るまで、執政官は常に貴族であつた。王政及び僭主政治に復歸するを防護するが爲めに、彼

革命は單に彼れ等をして自己の有する力を感知するを得せしめ、彼れ等に政治的教訓を與ふるの範圍内に於てのみ直接に彼れ等の援助と爲つたに過ぎなかつた。(Hunter, op. cit., p. 11.)。爾後二世紀間羅馬の憲政的發達は主として政權に對する貴族及び平民間の争鬭に依るものである。而して其の究極の結果は是れ等の兩階級が民事上の諸權利に於けると等しく政治上の其れに於ても完全なる平等を享有して單一なる羅馬市民と成れることである。(William Archibald Dunning, A History of Political Theories, ancient and mediæval, 1902, p. 107.)。而も先づ這般の鬭争より生じたるものは貴族の執政官と平民の護民官との二元的對立であつた。

王權の崩潰と共に百人組織會は國內の主權を掌握するに至つた。上級の長官 (magistratus maiores) 即ち執政官 (consules) 監察官 (censores) 及び奉行 (praetores) を選任し、執政官を通じて間接に元老院を選任し、元老院の協賛を経て上級長官の提出せる法律を通過し、元老院の協賛を経て執政官の提出せる攻撃的の宣戰を議定し、而して判決に列席せる長官の宣告に對して人民に控訴することを許されたる一切の重大なる裁判の判決を下した。(這般の人民裁判權は漸次政治上の裁判に限定せらる

初めて總統の任命せられたるは紀元前五百〇一年のことであつた。總統は六ヶ月を最長の任期として、絶對權を賦與せられた。總統は *consulares*、即ち曾つて執政官の職を奉じたる人々中より選ばれるゝを常例とする。紀元前三百五十六年までは一の平民も執政官に選任せらるゝことがなかつた。彼れは常に一の特殊、若しくは特殊化せられたる目的の爲めに任命せらるゝものであつて、其の目的の遂行と共に彼れは其の職を去つた。總統の職が行はれざるに至つて後は、執政官の權力は甚大なる危機に際しては元老院の特殊の指令によつて總統の權威に等しきものと爲つた。彼れ等は行政部を指揮した。彼れ等は直接若しくは間接に貴族及び平民に對して等しく民事上及び刑事上の裁判を行つた。唯だ重大なる裁判に在つては平民は執政官によつて審問せられたるも、貴族は百人組議會に於て裁判せらるゝの相違があつた。而も平民は執政官の判決に對し控訴するの權利を有して居つた。而して後に至つて護民官 (*tribuni plebis*) は彼れ等の爲めに干渉することが出來た。

王政時代には王によつて任命せられたる殺人犯檢察官 (*quaestores paricidii*) と稱せ

れ等は單に一年間のみ其の職を執つた。而して各々は至高の權力を有するものであるが、孰れの者も其の同僚の意志に反して單獨に行動することを得なかつた。時の経過と共に執政官本來の職能の多數は他の官吏に分配せられ、又た平民の權力増加によつて削減せられた。固と王の有したる司祭的任務は革命と同時に主教長 (*pontifex maximus*) の下に在る特殊の官吏 (*rex sacrorum* 若しくは *rex sacrificulus*) に移つた。此の官吏は一切の政治上の職務に就くことは勿論、公衆に向つて演説することをすら許されざるものである。然しながら斯くの如きは決して執政官に屬する權力の損失ではなかつた。彼れ等は常に彼れ等が國家に取つて眞の利益なりと信ずる所のものに對して宗教を從屬せしむることを得たのである。而も僧職の任命は執政官の權内に存することがなかつた。執政官は外務に關しては國家を代表したが總べて其の協商は元老院の裁可を必要とした。執政官は軍事上至高の權力を授けられて居つた。彼れ等は市政の首長としては元老院及びコミッションを召集し、其の會議の議長と爲り、其の選舉及び立法を管理する。彼れ等は又た危急の事變に際し總統 (*director*) を任命し、兵士の徵募を行つた。

義務であつた。伊太利亞の征服以後、紀元前二百六十七年に更らに四名の檢察官の任命を見たるが、總統スラ (Lucius Cornelius Sulla) は其の數を二十に増加した。

尙ほ紀元前四百四十四年を以て、五年毎に行はるゝ民勢調査を管理するの事務は執政官に代つて監察官 (前掲 *censores*) の行ふ所と爲つた。監察官の職は同一の人物によつて僅かに一回のみ奉せらるゝを得るに過ぎなかつた。此の職も初めは貴族に限られて居つたが、紀元前三百五十一年に平民に對して開放せられ、而して三百三十九年以後に於ては其の一人は必ず平民たる可きことを法定せられた。彼れ等は曾つて執政官たりし者より選出せらるゝの常であつた。(斯くて執政官の職は國家の最高の官職に非ずとするも、少くとも昇進の階梯に於ける最高の階段と看做されたのである)。其の期間は四百三十三年に十八ヶ月と定められたが、一定の目的の爲めに延長せらるゝことが出來た。彼れ等の任務は民勢の調査を行ひ、新たなる市民の一覽表を作製する單純なる行爲から次第に擴大せられて極めて重要な幾多の義務を包含するに至つた。其の内に在つて特に注意す可きものは行狀の一般的監督 (*regimen morum*) である。是れに由つて彼れ等は何等法律

られたる二名の官吏があつて、死罪に値する刑事上の犯罪嫌疑者を捜査したのであるが、共和政時代に這入つてから、彼れ等は執政官の爲めに同一の職務を遂行するが爲めに年々彼れによつて選任せられた。刑事上の司法權が百人組議會の手に歸した時、檢察官はセターナス (Saturnus) 神の殿堂に於ける國庫 (aerarium Saturni) の管理を行ふに至つた。彼れ等は彼れ等が凡そ紀元前四百四十七年の交に於て執政官を議長とせる種族議會 (comitia tributa) に於て選出せられたる時、公認の官吏と爲つた。四百二十一年に至つて彼れ等の數は二倍と爲り、平民は之れに對する被任權を與へられたが、彼れ等は十二年以後に至るまでは之れを行使することがなかつた。四名の檢察官は其の職務を二分し、二名は國庫の長官 (quaestores aerarii) として市内に止まり、是に於て乎、*quaestores urbani* と稱せらるる、他の二名は軍用金庫を管理するが爲めに出征に際して執政官に従つた。國家正規の收入(租税及び關稅)並びに臨時の收入(罰金、戰稅、及び分捕品賣揚高)を徵收するのみならず、元老院によつて特に許可せられたる場合の外、執政官に對して行ふを得ざる支拂を行ひ、其の責任の下に特種の官吏 (*scribae*) によつて行はるる、收支の計算を管理するは前二者の

と護民官の否認權との支配と受けた。第一は最高の入札者に對する公有地及び租税の貸出、第二は國家によつて支拂はる可き作業に對する最低入札者よりの差し金の受理(是れ等兩者の場合に於て其の期間は五ヶ年に限らる)、第三は公建築及び土地、殿堂、橋梁、下水道、水道、街路、記念碑、其の他の建設及び維持の監督が是れである。紀元前百六十七年以後に於て羅馬市民は一切の課税より免除せられ、而してメリアス(Caius Marius)の時代以後、兵役の義務は一般と爲り、爰に監察官職は其の本來の目的たる民勢調査が殆んど不必要と爲りしが爲めに冗職と爲るに至つた。スラは監察官が私行に干涉するの權を有するが爲めに之れを嫌惡し、其の紀元前八十一年の憲法に於て形式上之れを廢止することなかりしも、事實上不用に歸せしめたのである。而もそは紀元前七十年、大ポンペイアス(Cneius Pompeius Magnus)及びクラッス(Marcus Licinius Crassus Dives)の執政官時代に復活を見た。

奉行職の設置と共に執政官の司法權行使は殆んど休止するに至つた。即ち紀元前三百六十七年のLeges Liciniaeの一を以て強制的に平民をして執政官職に就くを得せしむると共に、貴族は復た一定の執政官の職分を保留して貴族の官吏のみ

上の刑罰の存せざる、思料し得可き一切の罪過に對して、其の地位を顧みることなく、如何なる市民にも罪名を付するの權力を有して居つた。斯くの如き罪過は家産を修めざること、獨身子女の教育を過り、若しくは之れを虐待すること、奴隸及び被護民に對して不當に苛酷なること、不規則なる生活、職權の濫用、不敬神、偽誓等である。斯くの如き罪人は降謫を以て罰せらるゝことが出來た。即ち監察官は斯くの如き罪過を犯せる者を元老院若しくは騎士階級 (*ordo equester*) より放逐し、若しくは彼れを一の地方種族より之れに比して卑賤なる都市の種族に移し、斯くて又た其の投票權を滅殺し、若しくは又た全然彼れを種族より放逐し、斯くて又た其の投票權を剝奪することを得たのである。此の最後の刑罰は附加的課税の形態に於ける罰金によつて伴はるゝことが出來た。監察官は又た淳樸なる古代羅馬の風俗を脅かす常行、例へば奢侈に對して戒告を發するの權力を有して居つた。是れ等の戒告は法律上の效力を有せざるものであつたが、其の違背は次ぎの監察官によつて處罰せられ得るのである。其の他、尙ほ監察官に屬せる一定の任務があつて、彼れ等は之れを合宜に遂行するの責任を人民に對して負ひ、元老院の權威

等二名の奉行はシ、リア及びサルデイニアに赴いて之れを治むることゝ爲つた。紀元前百九十七年には更らに二名を加へて、西班牙の二州を管理せしむることゝ爲つた。二名の内國奉行は抽籤によつて各自の管區を定むるの常であつたが、元老院は屢々其の裁斷を以て總べての奉行管區を配分した。町奉行は常に最高の「當り籤」と思料せられた。約紀元前百四十四年、一定の犯人に對する常設刑事裁判所 (questiones perpetuae) の設立以後幾許もなくして總べての奉行は悉く其の任期間羅馬に滞在し、其の二名は民事裁判所、他は刑事裁判所の長と爲つた。奉行は毎年百人組議會によつて選出せられた。彼れ等は執政官の次位に立つものであつた。元老院は長く純乎たる貴族的團體として存続した。共和政の建設以後一世紀を經過するも猶ほ吾人は元老院中に一個の平民をも看出すことが出来なかつた。元老院は何等獨立の立法若しくは執行の權を有することなく、單に執政官によつて任命せられ、召集せられ、又た司會せらるゝ諮詢機關に過ぎなかつた。執政官が之れに諮詢するを以て適當と思惟したる時に元老院は之れに答申を行ふものであつて、彼れ等の行動を抑制す可き何等正式の手段を有せざるものであつた。而

によつて之れを遂行せしめた。奉行職及び上級造營司(*adiles curules*)が是れである。従つて奉行職は初め貴族の爲めに保留せられたのであるが、早く三百三十七年に於て平民の職と爲つた。貴族が次第に平民と其の權力及び特權を分つの已むなきに至つた時、彼れ等は必死の力を以て司法の獨占的支配を維持せんとした。而も、是に至つて貴族最後の要塞も終に陥つたのである。凡そ百二十五年の間、奉行は唯だ一人のみであつたが、人口の増加、司法事務の膨脹及び法律上外國人を承認するの必要に由つて紀元前二百四十七年を以て第二の奉行の任命を見るに至つた。舊來の奉行は今や市民相互間の訴訟を聽くに至つて、町奉行(*Prætor urbanus*、若しくは *urbis*)と呼ばれ、市部を以て管轄區域(*jurisdictio*)とするものと看做された。新奉行は市民と外國人(*inter cives et peregrinos*)及び外國人相互間(*inter peregrinos*)の訴訟を審理し、外國を以て管轄區域とするものと看做され、外國人間の奉行(*prætor inter peregrinos*)、若しくは *ヴェスぺジエーヌス*皇帝(*Titus Flavius Sabinus Vespasianus*)時代以後に至つては外國奉行(*prætor peregrinus*)と稱せられたが、彼れも亦た市部に於て其の職務を行つた。早く既に二百二十七年に於て其の數は更らに二名を増加し、是れ

斯くの如く平民が久しきに亙つて諸長官職に就くの資格を有せざりし間に、彼等は貴族階級の排他的組織の傍に、彼れ等自身の排他的組織を發達せしめつゝあつたのである。王政時代に在つて或る程度まで緩和せられてゐた貴族及び平民間に於ける利害の衝突は懸がて羅馬が其の近隣を征服し、新たなる國有地を取得し、而して其の大部分が貴族に歸すると共に更らに激烈と爲つた。紀元前五百〇八年の *Leges Valeriae* は總べて王權を掌握せんと企つる者は身命及び財産共に地獄の諸神に捧ぐ可きことを規定して事實上長官を規則正しく年々選出するの制度を確保すると共に、長官(即ち先づ第一に執政官)によつて下されたる死刑若しくは笞刑の判決に對して百人組織會に控訴するの權を總べての市民に確保した。(這般の控訴權は紀元前四百五十一年よりも以前に巨額の罰金の場合にも延長せられた)。貴族に對しては恐らく王政時代に於ても同一の不文法が存在して居つたのであらうが、それは甚しく無視せられて居つたことゝ察せられる。 *Lex* は此の法律が平民に對して延長せられざりしことを主張する。彼れに従へば、平民階級

も執政官は年々交迭するものであつて、元老院は永續的團體として執政官の選舉に際して大なる勢力を有したるが爲めに、實際の結果を見れば、凡ゆる重要な問題に於て元老院は實際の政策を決定し、執政官は之れを採用せざるを得なかつたのである。通常の経過に於ては、執政官は元老院に提議し、元老院は討議の後、該問題に關して議決 (*senatus consultum*) を行ひ、長官執政官の一人は此の議決を百人組議會に附議する。人民が之れに協賛を與へたる時は、そは再び元老院に同附せられて、其の確認 (*patrum auctoritas*) に由つて法律的效力を生ずる。斯くの如き元老院の確認權は長官が豫め議案を元老院に提出することなくして之れを百人組議會に附議せる場合に於て特に重要な意義を有するものである。そは實に貴族の優越を保障するものであつた。元老院の確認は立法に關しては紀元前三百三十九年、*Leges Publilia* により、長官の選舉に關しては同二百八十七年(?)の *Lex Mæmia* によりて全然形式的のものと爲つた。Theodor Mommsen は此の *patres* を元老院と看ずして、貴族の集會と史料し (*Römische Geschichte*, Bd. II, 1.)、他の諸家は是れを以て部族議會と看做してゐる (Hunter, op. cit., p. 13.)。

は一般農民に對する貸金請求訴訟法の嚴格なる實施と富裕階級及び貴族階級の堪へ難き壓迫より生じたるか、若しくは更らに大にして更らに確實なる政治上の特權に對する階級的鬭争の結果に過ぎざるものであるかは、直ちに斷言することを得ないが、平民が凡そ四百九十四年の交に「平民の護民官」(tribuni plebis)と稱せられたる特殊の平民官吏に依つて法律上の保護を受くるの權利を貴族より獲得せることは事實である。初め二名の護民官が任命せられたるが如くであるが、幾許もなく其の數は五名に増加し(四百七十一年)其の後間もなく十名に増加した(四百五十七年)。其の任期は一ケ年であつて、自由民として生れたる平民のみが之れに對して被選資格を有するものであつた。彼れ等は最初部族議會に於て選任せられたと稱せられてゐるが(Henry Nettleship and J. E. Sandys, A Dictionary of Classical Antiquities, from the German of Dr. Oskar Seyffert, 6th. ed., 1901, p. 651.)容易に之れを信ずることは出來ぬ。百人組議會と雖も、單なる形式的確認以外には之れを選任せる證左が存してゐない。而も紀元前四百七十一年以後に於ては Lex Publilia に従つて種族議會 (comitia tributa) によつて選出せられたことが明かである。種族議會は種族の地

を驅つて其の法律上の保護を行ふ可き護民官職を創設するに至らしめたるものは這般の事實である。(Ine, op. cit., Bd. II. 1.)。 Mommsen は貴族のみならず、平民の全部も亦た此の控訴權に浴したるものと做してゐる。(Mommsen, op. cit., Bd. II. 1.)。然るに Sir William Smith の Smaller Dictionary of Greek and Roman Antiquities. は「此の法律は恐らく平民のみに關するものであつて、彼れ等は是れに由つて平民の種族に對する控訴權を賦與せられたものであつて、百人組に對する其れではない」と説いてゐる。(art. "Leges Valeriae")。此の法律は異邦人若しくは奴隸に對しては適用せらるゝことなく、家長の權力は是れに由つて侵害せらるゝことなく、又た同法は市部より一哩以外に於ては效力を有することがなかつた(Hunter, op. cit., p. 13.)。

彼の Beer は「紀元前四百九十四年に平民は甚しき窮狀に陥り、彼れ等は其の故都を見捨て、自己の共同的社會を創設するが爲めに聖山に引上げた。貴族は彼れ等の戰爭政策の爲めに絶えず兵士を必要とせるが故に讓歩を行ふの已むなきに至り、平民が二人の護民官を任命することを承認した」と説いてゐる。(Beer, op. cit., pp. 132-133.)。護民官の職が果して甚しき貧民の窮乏に基き、而して更らに直接に

法に過ぎなかつた。固と護民官唯一の任務は平民を貴族の官吏の専斷不正なる支配より保護するに在つた。彼れ等は單なる否認の行爲之れを稱して彼れ等の仲裁若しくは干渉(*intercedere, intercessio*)と呼んだ)によつて官命の實施を防止するによつて之れを遂行したのである。彼れ等は如何なる妨害をも冒して逮捕、罰金若しくは監禁等の如き強制的手段に訴ふることを許されてゐた。斯くて彼れ等の權力は専ら禁止的ではあつたが、而も無制限であつて、執政官と雖も、其の否認權に服從しなければならなかつた。應がて其の否認權は彼れ等が平民の利益に對して危険ありと解したる執行部の凡ゆる行爲にも及ぶに至つた。護民官の權力は永く羅馬市を去る最初の哩石以外に及ぶことがなかつた。加之ならず、彼れ等の權力は彼れ等が相互に對して行使し得可き否認權によつて制限せられてゐた。即ち總べて護民官は執政官の命令と等しく其の同職の其れをも否認することが出來た。従つて其の數の増加は貴族が彼れ等の一人を籠絡して其の權力を中和し得るの機會を増加す可きであつた。然しながら斯くの如き相互否認權は恐らく紀元前第五世紀の初葉よりも以後に發達せるものであらう。

方的配分に從つて排列せられたる人民の集合的議會であつて、從來形式上貴族及び平民を以て構成せられたるものであるが、貴族は其の集會を無視して居つた。然るに今や貴族は確然除外せられて種族會議は平民のみを以て構成せらるゝことゝ爲つた。

護民官は最初は單なる平民の長官であつて、何等の官標(*insignia*)を帯びず、又たりクトル(*lictors*)、長官の前に束桿(*fascis*)を荷ふ陪侍をすら伴ふことなく、之れに代へて數多の送達吏(*viatores*)を有してゐた。斯くの如きは彼れ等が國家の官吏として完全に承認せられたる後までも持續した。他方に於て彼れ等は其の授任に際して嚴肅なる宣誓の下に平民によつて彼れ等に對して保證せられたる特權を有してゐた。而して此の權利の保護の下に彼れ等は適宜の侵害を行つて其の本來限定せられたる權利を擴張したのである。送達吏を使用する以外に其の命令を強制す可き何等の軍事上若しくは其の他の現世的手段を有せざる護民官は最も強大なる宗教的是認によつて守護せられてゐた。洵に宗教上の承認は其の權威を擁護するが爲めに、必要なる可き民衆の暴力の適用を適法ならしむ可き隱密の方

等の長官は貴族を召集するの権利を有せざるが故に、其の通過せる決議は單なる平民の決議であつた。斯くの如き會議の權威が總べての國務に及び、而して其の決議 (plebiscita 若しくは *leges tribuniciae* 普通は單に *leges* と稱す) が、恐らくは紀元前四百六十二年よりも幾分以前に發布せられたる *Lex Centuriata* によつて初めて全人民を拘束するものと思料せられてより、這個の権利は護民官をして私法又は公法の變更を提議するを得めしめた。洵に其の決議に法律の效力を有せしむるが爲めには彼れ等は元老院の承認を必要としたのであるが、而も紀元前三百三十九年 *Leges Publiliae* の一は事實上此の抑制を無効ならしめ、同二百八十七年の *Lex Hortensia* は全然之れを除去したのである。(Liv. iii. 55; viii. 12)° 固と彼れ等は元老院と何等公務上の關係を有しなかつたのであるが、後に至つて彼れ等は其の神聖不可侵なる職務により元老院の戶外なる其の腰掛 (*subsellia*) に座して院内の議事を注意し、必要ある場合には其の保護權によつて干渉するの特權を取得した。而も幾許ならずして彼れ等は元老院内の座席と一般否認權とをすら獲得し、終には元老院の集會を召集し提議を行ふの權利を取得するに至つた。同時に彼れ等は其の職

護民官は軍事上の將帥權、即ち總統若しくは前記の制限を越えては執政官の權威に對して無力であつた。彼れ等は其の援護を求められたる際に於てのみ惟り個人の保護の爲めに干渉したのである。是れが爲めに彼れ等の邸宅は晝夜共に其の援助を求むる平民を自由に出入するを得せしむるが爲めに開放せられてゐた。而して彼れ等自身は一切の業務の停止せらるゝ、羅典祭日(Feria Latinae)を除くは終日市部を去ることが出来なかつた。彼れ等は軍隊の徵募及び戰稅(Tributum)の徵收の如き平民全體に影響する一切の處置に對しては訴へを受くることなくして干渉することが出来た。元來保護(auxilium)のみに限定せられて居つた這般の干渉權は時の経過と共に次第に擴張せられて、終には護民官の否認は彼れ等をして殆んど一切の公の行爲、即ち行政的手段、元老院との交渉及び立法及び選舉を目的とせる人民の會議等を停止することを得せしめた。彼れ等は平民階級に關する事項を討議するが爲めに其の會議を召集するの權利を有してゐた。 Mommsen は此の平民會議(Concilium Plebis)を種族議會と區別する。平民會議は平民の長官(即ち護民官及び後に述ぶ可き平民の造營司)を議長とせる種族の集會であつて、是れ

官と等しく彼れ等は惟り平民の團體より選出せらるゝを得るものであつて、彼れ等が護民官より獨立せる官職と爲れる後と雖も、尙ほ紫縁外衣 (*toga praetexta*) の如き官標をすら着くることがなかつた。

六

同位なる裁判權の斷えざる衝突と毒惡なる政治的偏執の斷えざる發作とは司法を腐敗せしめ、甚しく不確定の状態に陥らしめた。平民は其の法律上の保護の爲めに特殊の官吏を有して居つたが、若し護民官の干涉が貴族の代表者によつて、忘れられたるか若しくは全然知られざる法律の時宜に應じたる提示の爲めに挫かれたとしたならば、そは無効と爲る。斯くの如き成文法及び慣習法は貴族によつて強烈なる自衛的嫉妬を以て守護せられ、宗教的神秘を以て之れを被ひ、以て平民をして窺知せしむることを防止した。平民は最早斯くの如く事態に耐ゆること能はざるに至つた。斯くて紀元前四百六十二年護民官テレンチリアス (*Teren-tius*) は執政官の權力を限定し制規する法律を起草するが爲めに平民の委員五名を選出するの法案を提出した。貴族は全力を擧げて之れに反抗した。貴族は是

務滿期後最初の民勢調査に於て元老院に入るの特權を取得した。

紀元前四百九十四年を以て初めて護民官が選任せらるゝと同時に其の副官として二名の造營司(*ediles plebis* 若しくは *plebei*)が任命せられた。彼れ等は四百七十一年護民官と等しく之れを議長として全平民團體によつて選任せらるゝに至るまでは恐らく護民官によつて指命せられたものであらう。彼れ等の人格も亦た等しく不可侵なるものであつた。彼れ等の名稱は平民の女神シーリーズ(*Ceres*)の殿堂(*ades*)に發する。彼れ等に對して割當てられたる第一の任務は前記の議決即ち *plebiscia* (及び紀元前四百四十六年以後に於ては元老院の宣告即ち *senatus-consulta*) が保管せられたる前記殿堂の管理であつた。恐らく這般の配備は法律を記録せる書板が平民の利益に反するの意味に變更せらるゝを防ぐが爲めに必要なりと思料せられたものであらう。彼れは尙ほ護民官の命令によつて逮捕を行ひ、彼れ等の下したる死刑の宣告を執行するが爲めに罪人をタルピヤの巖 (*Tons Tarpeius*) より投げ落し、穀物の輸出を監視し、市場に於ける取引を注意し、罰金を科し、平民競技 (*Judi plebei*) 及び羅馬競技 (*Judi Romani*) を編成監督するの任務を帯びてゐた。護民

する十名の委員若しくは大官 (*decemviri legibus scribendis*) の就任を見るに至り、凡ゆる他の長官職は停止せらるゝことゝ爲つた。彼れ等の判決に對しては毫も控訴の道が存しなかつたのであるが (*Liv. III. 32*)、最初の大官は同僚の一人に對して控訴することを許容し、又た或る種の問題に關しては人民の意見を徴したと傳へられてゐる。 (*ibid.*, 36)。十大官は悉く貴族であつた。然も凡ゆる平民の特權が尊重せらる可きことが盟約せられた。 (*ibid.*, 32)。 Mommsen 及び Ihne 等の羅馬史家は平民が欺瞞せられたものと考察してゐる。初め十大官中に平民の代表者を選任することが協定せられたのであるが、臆がて又た阻止せられたのである。各官は一日交代に統治を行つた。彼れ等の起草せる一體の法律は元老院及び百人組議會によつて承認せられ、直ちに十面の青銅板上に公表せられたのである。 (*Hunter, op. cit.*, pp. 15-16)。

十大官政治は其の事業が未だ完成せられざるを理由として更らに一ケ年間繼續した。新十大官は三名若しくは五名の平民をすら包有したと稱せられてゐる。彼れ等の選任はエピアスクローディアス (*Appius Claudius*) の力に負ふものである。

れよりも瑣細なる諸點に於て讓歩を行へるも無益であつた。前述せるが如く、紀元前四百五十七年を以て護民官は五名より十名に増加せられた。同四百五十六年には貴族によつて占有せられたる一定の土地は國家によつて回收せられて平民に配分せられた。而して同四百五十四年には執政官自ら彼れ等が賦課するを得可き罰金の高を限定するの法案を百人組議會に提出した。尙ほ其の外に同じき年を以て貴族は三名の委員を雅典に派遣してソロン(Solon)の法制の騰寫並びに其の他の希臘諸邦の法律及び慣習に關して取得し得可き報道を齎さしむることに同意し、而して少くとも斯くの如き外國法の一部が紀元前四百五十年の十銅標中に編入せられたと稱せられてゐるが、斯くの如き史話は固より取るに足らざるものである。(Liv. iii. 31; John Lewis, *Credibility of Early Roman History*, ii. p. 222.)

終に紀元前四百五十二年に至り、是れまで羅馬に行はれたる舊時の不文若しくは規定不完全なる慣習法——刑事、民事及び宗教法(*ius publicum, privatum, sacrum*)——を編纂して完全なる法典たらしむの目的を以て單一至高の權力を有する任期一年の委員十名の任命を承認するの法案が通過した。翌四百五十一年絶對權を有

訴訟を窮窟なる法文の形式に適合せしむることが出来なかつた。加之ならず、曆 (calendae) は主教 (pontifices) 即ち貴族の手中に存し、彼れ等は法律事務が適法に取扱はる可き日取 (dies fasti) に關する神秘的知識を維持するに努めた。最古の時代に於ては彼れ等は宗教法のみならず民事法をも獨占して居つた。彼れ等のみ惟り訴訟の取扱はる可き専門的形式を知悉して居つた。正しく閏を挿入して曆を整齊するは其の任務であつた。然しながら、一部は不注意に由り、一部は政治的動機よりして、彼れ等は極めて不正確なる挿入及び遺漏を爲し、全然之れを混亂に陥らしめ、月と季節との間の適合を失ふに至らしめた。法律事務を纏へる神秘の面衣は十二銅標の發表以後一世紀半を経過するも猶ほ脱せらるゝことがなかつた。

クローヂィアスは第一次の十大官中再選せられたる唯一の人物であつて、其の再選は固より不法なるものであつた。Ihne の推測に據れば、エピアスは頑強なる貴族に對抗して長く期待せられたる兩階級間の權利平等を確立し護民官職の復興をして不必要ならしめんことを企圖せるものである。第二次十大官によつて起草せられたる追加的法規は強烈なる反對論を受けるものゝ如く、十大官は其の通過を見るまでは其の職を退くことを拒んだ。而も斯くの如きは到底支持し得ざる違憲論なるを以て、四百四十九年、彼れ等は其の職を去り、執政官職と護民官職との二元的制度は再興を見た。新執政官ヴァレリアス (Valerius) 及びホレーシウス (Horatius) は直ちに二標の法律を起草した。這般の法律は疑ひもなく幾分の改正を加へられたる十大官の二標であつて、滞りなく通過し發布せらるゝに至つた。十大官法の十節と執政官法の二節とは有名なる十二銅標 (Duodecim Tabulae) を構成するものである。 (ibid., p. 16.)

十二銅標は發布せられ、訴訟手續の形式 (legis actiones) は確定せりと雖も、平民は猶ほ依然として著しく不利益なる地位に在つた。平民の起訴者は往々にして其の